

第7章 環境影響評価の調査、 予測及び評価の手法

第7章 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

本事業の事業特性及び地域特性を勘案した上で、環境影響評価項目（小項目）として、温室効果ガス、大気質、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、植物、動物、生態系、緑の質、緑の量、人と自然とのふれあい活動の場、景観（景観、圧迫感）、日照阻害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設及び地域交通（交通安全、交通混雑）の19項目を選定した。

選定した各環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法は、以降に示すとおりである。環境影響評価の項目ごとに調査、予測及び評価の手法が対比して見られるよう以下のとおり表にまとめた。

- ・表は、左ページ（偶数ページ）と右ページ（奇数ページ）の見開きとしており、左ページに環境影響評価の調査項目及び調査方法等、右ページに予測・評価項目及び予測・評価手法について記載した。
- ・見開きページごとに表の続きを記載した。
- ・環境影響評価項目ごとに、必要に応じて参考資料及び関係図面等を掲載した。

計画地及び周辺地域の現況を把握するための調査事項について、その方法を記載した。

条例環境影響評価準備書において行う予測・評価事項について、その方法を記載した。

項目		調査	予測	評価
1 ○○	1.1 ○○○	(1) 調査項目 ① ○○○の状況 ② ○○○の状況 ③ ○○○の状況 (2) 調査方法等 ① ○○○の状況 ア 調査目的 イ 調査方法 【既存資料調査】 【現地調査】 (ア) 調査項目 (イ) 調査地域・調査地点 (ウ) 調査期間、時期、頻度等 (エ) 調査方法	(3) 予測・評価項目 ① ○○○に伴う○○○への影響 ② ○○○に伴う○○○への影響 (4) 予測手法 <工事中> ① ○○○に伴う○○○への影響 ア 予測地域・予測地点 イ 予測時期 ウ 予測方法 <供用時> ② ○○○に伴う○○○への影響 ア 予測地域・予測地点 イ 予測時期 ウ 予測方法	(5) 評価手法 <工事中> 1) 環境への影響の回避・低減の観点 2) 評価方法 ① ○○○に伴う○○○への影響 <供用時> 1) 環境への影響の回避・低減の観点 2) 評価方法 ② ○○○に伴う○○○への影響
		- 左ページ -	- 右ページ -	

1 地球環境

1. 1 温室効果ガス

項目	調査
地球環境	<p>温室効果ガス</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 原単位の把握</p> <p>② 日射遮蔽に係る状況</p> <p>③ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 原単位の把握</p> <p>ア 調査目的 温室効果ガス又はエネルギー使用量の原単位を把握し、温室効果ガスの排出量を予測するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「開発事業地球温暖化対策計画書作成マニュアル」(平成22年3月、川崎市)、「エネルギー・経済統計要覧」((財)省エネルギーセンター)等の既存資料を収集・整理し、温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の最新の原単位を把握する。</p> <p>② 日射遮蔽に係る状況</p> <p>ア 調査目的 計画地における日射の遮蔽の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地における日射の遮蔽の状況に影響を及ぼす建築物・地形等の状況を把握する。</p> <p>③ 地域内のエネルギー資源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の地域冷暖房事業等の有無、新エネルギーの導入状況等について把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 川崎市環境局へのヒアリング等により、地域冷暖房事業等の有無、新エネルギーの導入状況等について把握する。</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月9日、法律第117号) ・「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(昭和54年6月22日、法律第49号) ・「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」(平成21年12月24日、条例第52号) ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和4年3月改定、川崎市) ・「川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」(令和5年4月3日改定、川崎市) ・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>＜供用時＞</p> <p>① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料から得られる発生原単位等を用いて、予測時期の温室効果ガス排出量を予測する。 また、事業計画に基づいた温室効果ガス排出量の削減対策を講じた場合と講じない場合のケースを比較するなどにより、温室効果ガス排出量の削減の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>＜供用時＞</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

2 大気

2. 1 大気質

項目	調査
大気	<p>大気質</p> <p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大気質の状況 ② 気象の状況 ③ 地形及び地物の状況 ④ 土地利用の状況 ⑤ 発生源の状況 ⑥ 自動車交通量等の状況 ⑦ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大気質の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の大気質の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質への影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「大気環境測定データ」(川崎市環境局環境総合研究所)等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の大気質の状況(二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度)を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>二酸化窒素濃度、浮遊粒子状物質濃度</p> (イ) 調査地点 <p>計画地内1地点(図7-1(p.162参照))</p> (ウ) 調査期間・時期 <p>冬季、春季、夏季、秋季(各7日間連続)。</p> (エ) 調査方法 <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年、環境庁告示第38号)及び「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年、環境庁告示第25号)において定められている測定方法に準拠する。</p> ② 気象の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の気象の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質への影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「大気環境測定データ」(川崎市環境局環境総合研究所)及び気象庁の気象データを収集・整理し、計画地周辺の1年間の気象の状況(風向、風速、日射量及び雲量)を把握する。また、把握にあたっては、異常年検定を実施する。</p> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>風向、風速</p> (イ) 調査地点 <p>計画地内1地点(図7-1(p.162参照))</p> (ウ) 調査期間・時期 <p>冬季、春季、夏季、秋季(各7日間連続)。</p> (エ) 調査方法 <p>「地上気象観測指針」(平成14年7月、気象庁)に準拠する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素）</p> <p>④ 駐車場の利用に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>⑤ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 施工期間全体のうち、建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる期間（長期将来濃度（年平均値））と、時期（短期将来濃度（1時間値））とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、予測時期に建設機械から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度（年平均値）、短期将来濃度（1時間値）を予測する。 予測に用いる拡散式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害防止対策センター）等に準拠し、有風時（風速1.0m/s 以上の場合）はブルーム式、弱風時（風速0.5m/s 以上0.9m/s 以下の場合）は弱風パフ式、無風時（風速0.4m/s 以下の場合）は無風パフ式とする。 なお、短期将来濃度予測時の気象条件については、大気安定度中立（D）、風速は1.0m/s、風向は16方位とする。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図7-1（p.162参照）に示す大気質予測断面（No.1～7）とし、それぞれ道路端から50m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 施工期間全体を通して工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期とする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する大気汚染物質の排出量の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
大気質	<p>③ 地形及び地物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の大気汚染物質の移流及び拡散に影響を及ぼす地形及び地物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における大気汚染物質の移流及び拡散に影響を及ぼす地形及び地物の状況を把握する。</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握し、工事中及び供用時における大気質への影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑤ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の大気質に影響を及ぼす可能性のある施設を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺において大気質に影響を及ぼす可能性のある施設を把握する。</p> <p>⑥ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行に伴う計画地周辺の大気質への影響について、予測及び評価を行うための交通条件設定の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量の状況を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量、走行速度及び道路の状況</p> <p>(イ) 調査地点 図 7-1 (p.162 参照) に示す 8 地点とする。</p> <p>(ウ) 調査期間等 ・ 平日：22 時～翌 22 時 (24 時間調査) 1 回 ・ 休日：7 時～22 時 (15 時間調査) 1 回</p> <p>(エ) 調査方法 調査地点を通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にカウンター計測し、併せて走行速度も計測する。なお、車種分類は大型車、小型車の 2 車種分類とし、ナンバープレートにより区分する。合わせて二輪車も調査する。 道路の状況は、現地踏査により把握する。</p> <p>⑦ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p>

予 測	評 価
<p>ウ 予測方法 施工計画を基に、予測時期に工事用車両から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度（年平均値）を予測する。 予測に用いる拡散式は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)に準拠し、有風時(風速 1.0m/s を超える場合)はプルーム式、無風時(風速 1.0m/s 以下の場合)はパフ式とする。</p> <p><供用時> ③ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素) ア 予測地域・予測地点 最大着地濃度出現地点(煙源の風下で出現する地表における最大濃度出現地点)を含む範囲とする。 イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。 ウ 予測方法 事業計画を基に、設備機器等から排出される窒素酸化物の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度(年平均値)を予測する。 予測に用いる拡散式は、「① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」と同様とする。</p> <p>④ 駐車場の利用に伴う大気質濃度(二酸化窒素、浮遊粒子状物質) ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から 100m 程度の範囲とする。予測高さは地上 1.5m とする。 イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。 ウ 予測方法 予測時期に駐車場を利用する施設関連車両から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度(年平均値)を予測する。 予測に用いる拡散式は、「① 建設機械の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」と同様とする。</p>	<p><供用時> 1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する大気汚染物質の排出量の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法 ③ 冷暖房施設等の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素) 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>④ 駐車場の利用に伴う大気質濃度(二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目		調査
大気	大気質	<p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号） ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号） ・「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和53年3月、中央公害対策審議会） ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年12月24日、条例第50号）に定められている対策目標値 ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等

【参考資料】

◆二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等に係る関係法令等

表 7-1 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境法令等による基準等

項目	環境基準等	国		川崎市	
		環境基準	評価方法	環境目標値 ^{※3}	対策目標値 ^{※4}
二酸化窒素	1時間値の1日平均値	0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下 ^{※1}	【長期的評価】 年間の1日平均値の98%値が0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	0.02ppm 以下	0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下 ^{※1}
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値	0.10mg/m ³ 以下 ^{※2}	【短期的評価】 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	0.075mg/m ³ 以下	0.10mg/m ³ 以下
	1時間値	0.20mg/m ³ 以下 ^{※2}		—	0.20mg/m ³ 以下
	年平均値	—	【長期的評価】 年間の1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、0.10mg/m ³ を超える1日平均値が2日以上連続しないこと	0.0125mg/m ³ 以下	—

備考) 2%除外値：1年間に測定されたすべての1日平均値のうち、値の高いものから数えて2%分の日数を除外した残りの1日平均値の中で最高となった1日平均値

98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する1日平均値

※1：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号、環境庁告示第74号）

※2：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号、環境庁告示第73号）

※3：「川崎市環境基本条例」第3条の2の規定に基づく大気の汚染に係る環境上の条件に係る目標値

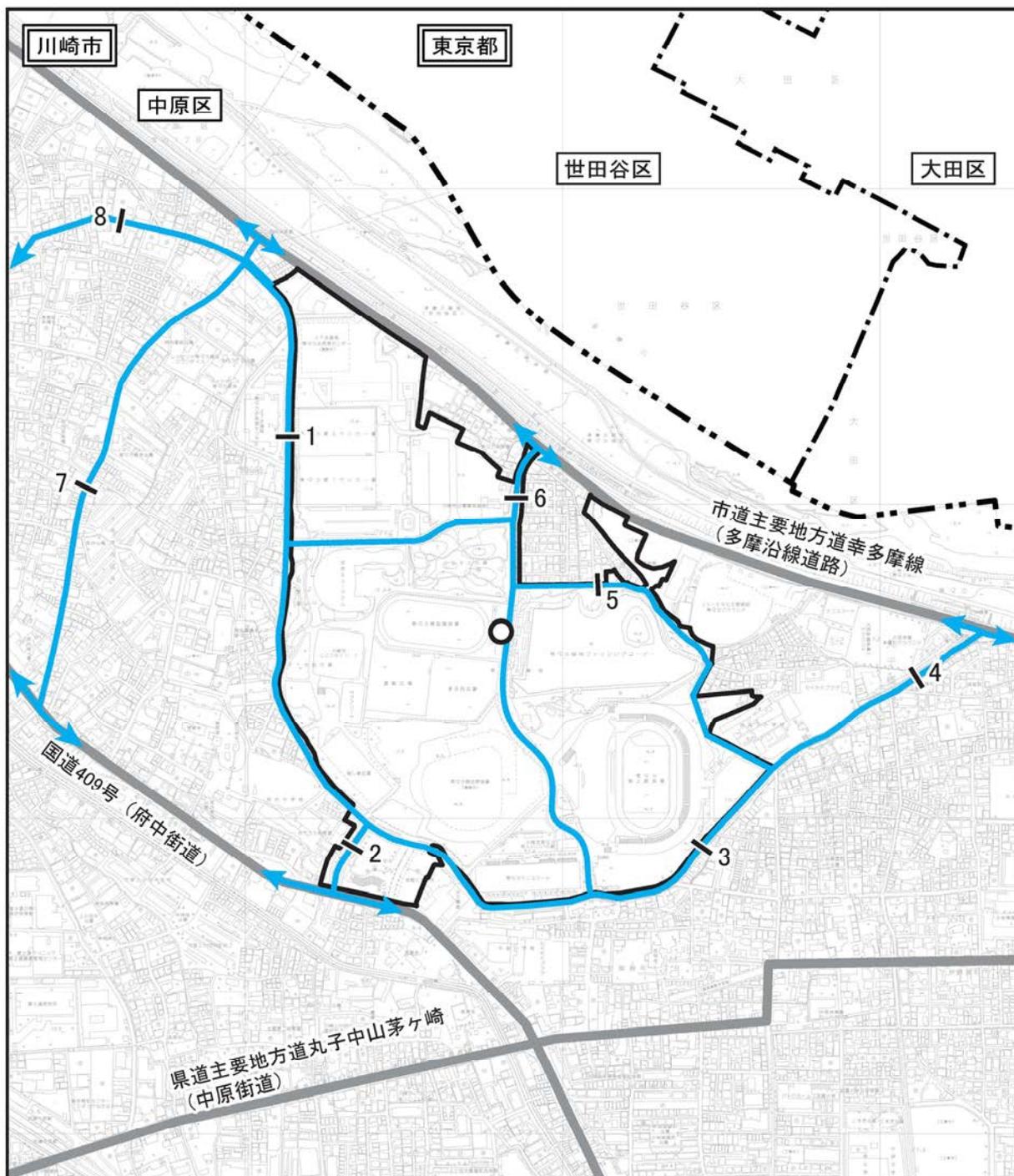
※4：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」第6条の規定に基づく対策目標値

表 7-2 二酸化窒素に係る短期曝露指針値

項目		指針値
二酸化窒素	1時間値	0.1~0.2ppm

資料：「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」
（昭和53年3月、中央公害対策審議会）

予 測	評 価
<p>⑤ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-1（p.162 参照）に示す大気質予測断面（No.1～8）とし、それぞれ道路端から 50m 程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期（平日・休日）とする。</p> <p>ウ 予測方法 予測時期に施設関連車両から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を算出し、年間の風向、風速を基に拡散式を用いて、長期将来濃度（年平均値）を予測する。 予測に用いる拡散式は、「② 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」と同様とする。</p>	<p>⑤ 施設関連車両の走行に伴う大気質濃度 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>



凡例

- | | | | |
|---|------|---|---------------------------|
|  | 計画地 |  | 大気質・気象調査地点 |
|  | 都県界 |  | 自動車走行に伴う大気質の予測地点 |
|  | 区界 |  | 自動車動線（工事用車両ルート・施設関連車両ルート） |
|  | 幹線道路 | | |

図 7-1 大気質・気象調査地点及び自動車走行に伴う大気質の予測地点



3 騒音・振動・低周波音

3. 1 騒音

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>騒音</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）</p> <p>② 地形及び工作物の状況</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の騒音の状況を把握し、工事中及び供用時における生活環境への影響（騒音）について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 環境騒音及び道路交通騒音とする。</p> <p>(イ) 調査地点 環境騒音調査地点は、図 7-2（p.168 参照）に示す計画地内 1 地点とする。 道路交通騒音調査地点は、図 7-2（p.168 参照）に示す 8 地点の道路端とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時間帯 ・平日：22 時～翌 22 時（24 時間測定）1 回 ・休日：6 時～22 時（16 時間測定）1 回</p> <p>(エ) 調査方法 「騒音に係る環境基準について」（最終改正平成 24 年、環境省告示第 54 号）及び「JIS Z 8731:2019」に定められている測定方法に準拠する。</p> <p>② 地形及び工作物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の騒音の伝播に影響を及ぼす地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握する。</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺において、騒音の影響について配慮すべき施設及び用途地域の指定状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」や「都市計画図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） ② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） ③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音（騒音レベル） ④ 駐車場の利用に伴う騒音（騒音レベル） ⑤ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 	
<p>(4) 予測手法</p> <p>＜工事中＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） <ul style="list-style-type: none"> ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。 イ 予測時期 稼働する建設機械の種類・台数等を考慮し、計画地周辺への影響が大きくなると想定される時期とする。 ウ 予測方法 施工計画を基に、点音源による距離減衰と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて、騒音レベルを予測する。 ② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） <ul style="list-style-type: none"> ア 予測地域・予測地点 図7-2 (p.168 参照) に示す道路交通騒音調査地点 (No.1～7) において、それぞれの地点の道路端から 50m程度の範囲とする。 イ 予測時期 施工期間全体を通して工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期とする。 ウ 予測方法 施工計画を基に、日本音響学会が提案している「ASJ RTN-Model 2018」等に従った予測式を用いて、等価騒音レベルを予測する。 	<p>(5) 評価手法</p> <p>＜工事中＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する騒音の低減策について、その内容を明らかにする。 2) 評価方法 <ul style="list-style-type: none"> ① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音（騒音レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。 ② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>騒音</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺における生活環境に影響を及ぼす騒音の発生源を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における騒音の発生源を把握する。</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行に伴う生活環境への影響（騒音）について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量の状況を把握する。 【現地調査】 (ア) 調査項目 自動車交通量及び道路の状況 (イ) 調査地点 図 7-2 (p.168 参照) に示す道路交通騒音調査地点の 8 地点とする。 (ウ) 調査期間等 ・ 平日：22 時～翌 22 時（24 時間調査）1 回 ・ 休日：6 時～22 時（16 時間調査）1 回 (エ) 調査方法 調査地点を通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にカウンター計測し、併せて走行速度も計測する。なお、車種分類は大型車、小型車の 2 車種分類とし、ナンバープレートにより区分する。合わせて二輪車も調査する。 道路の状況は、現地踏査により把握する。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・ 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号） ・ 「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 98 号） ・ 「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>＜供用時＞</p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音（騒音レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地の敷地境界から 100m程度の範囲とする。また、音源の高さと周辺の建築物との位置関係を考慮する。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 導入予定の冷暖房施設等の諸元等を基に、点音源による距離減衰と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて、騒音レベルを予測する。</p> <p>④ 駐車場の利用に伴う騒音（騒音レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から 100m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）」と同様とする。</p> <p>⑤ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-2（p.168 参照）に示す道路交通騒音調査地点（No.1～8）において、それぞれの地点の道路端から 50m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期（平日・休日）とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル）」と同様とする。</p>	<p>＜供用時＞</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する騒音の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>③ 冷暖房施設等の稼働に伴う設備騒音（騒音レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>④ 駐車場の利用に伴う騒音（騒音レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>⑤ 施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（等価騒音レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>



【参考資料】

表 7-3 地域環境管理計画に定められている地域別環境保全水準の具体的数値等（騒音）

(1) 建設工事に係る騒音
「生活環境の保全に支障のないこと」とは、騒音レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準
(昭和 43 年、厚生省・建設省告示第 1 号)

騒音の 大きさ	作業時間		1日あたりの作業時間		同一場所におけ る作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベルを 超えないこと	午後 7 時から翌日 午前 7 時までの時 間内でないこと	午後 10 時から翌日 午前 6 時までの時 間内でないこと	10 時間を超 えないこと	14 時間を超 えないこと	連続 6 日を超え ないこと	日曜日その他の休日 ではないこと

備考1 第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
2 第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域
3 工業専用地域は除く。

(2) 道路に係る騒音
「環境基準を超えないこと」とは、道路に面する地域において次のとおりとする。

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）

地域の区分	基準値 ($L_{Aeq,T}$)	
	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路 に面する地域及びC地域のうち車線を有する 道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考1 この表において、A地域とは、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域をいう。
2 この表において、B地域とは、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域をいう。
3 この表において、C地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいう。
4 この表において、車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準

基準値 ($L_{Aeq,T}$)		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい 面の窓を主として閉めた生活が営まれていると 認められるときは、屋内への透過する騒音に係る 基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間に あっては 40 デシベル以下）によることができる。
昼 間 (午前 6 時から午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から翌日午前 6 時まで)	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

備考1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
・道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
・前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

(3) 工場等に係る騒音
「生活環境の保全に支障がないこと」とは、騒音レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

事業所において発生する騒音の規制基準（平成 11 年、川崎市条例第 50 号）

時間帯	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び 午後 6 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
	第一種低層住居専用地域、第二種住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、田園住居地域	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下
工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
工業専用地域	75 デシベル以下	75 デシベル以下	65 デシベル以下
その他の地域	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下

3. 2 振動

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>振動</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>① 振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）</p> <p>② 地盤、地形及び工作物の状況</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 振動の状況（環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数）</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地及びその周辺の振動の状況を把握し、工事中及び供用時における生活環境への影響（振動）について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目</p> <p>環境振動、道路交通振動及び地盤卓越振動数とする。</p> <p>(イ) 調査地点</p> <p>環境振動調査地点は、図 7-2（p.168 参照）に示した計画地内 1 地点とする。</p> <p>道路交通振動及び地盤卓越振動数の調査地点は、図 7-2（p.168 参照）に示した 8 地点の道路端とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日：22 時～翌 22 時（24 時間測定）1 回 ・休日：8 時～19 時（11 時間測定）1 回 <p>(エ) 調査方法</p> <p>環境振動及び道路交通振動は、「振動規制法施行規則」（最終改正平成 23 年、環境省令第 32 号）に基づく道路交通の振動の限度に定められている測定方法及び「JIS Z 8735:1981」に定められている測定方法に準拠する。</p> <p>地盤卓越振動数は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」（国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に定められている測定方法に準拠する。</p> <p>② 地盤、地形及び工作物の状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地及びその周辺の振動の伝播に影響を及ぼす地盤、地形及び工作物の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地盤、地形及び工作物の状況を把握する。</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地及びその周辺において、振動の影響について配慮すべき施設及び用途地域の指定状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>「土地利用現況図」や「都市計画図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル）</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>＜工事中＞</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地周辺とし、計画地の敷地境界から100m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 稼働する建設機械の種類・台数等を考慮し、計画地周辺への影響が大きくなると想定される時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、各振動源から各予測地点に伝搬する振動レベルの伝搬理論式及び複数振動源の合成式を用いて、振動レベルを予測する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図7-2（p.168参照）に示した道路交通振動調査地点（No.1～7）において、それぞれの地点の道路端から50m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 施工期間全体を通して工事用車両（大型車）の走行台数が最大となる時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に準拠し、旧建設省土木研究所の提案式を用いて、振動レベルを予測する。</p> <p>＜供用時＞</p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図7-2（p.168参照）に示した道路交通振動調査地点（No.1～8）において、それぞれの地点の道路端から50m程度の範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期（平日・休日）とする。</p> <p>ウ 予測方法 「② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル）」と同様とする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>＜工事中＞</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する振動の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 建設機械の稼働に伴う建設作業振動（振動レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>＜供用時＞</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する振動の低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>③ 施設関連車両の走行に伴う道路交通振動（振動レベル） 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
騒音・振動・低周波音	<p>振動</p> <p>④ 発生源の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の生活環境に影響を及ぼす振動の発生源を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の振動の発生源を把握する。</p> <p>⑤ 自動車交通量等の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の自動車交通量等の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行に伴う生活環境への影響（振動）について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量の状況を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 自動車交通量及び道路の状況</p> <p>(イ) 調査地点 図 7-2 (p.168 参照) に示した道路交通振動調査地点の 8 地点とする。</p> <p>(ウ) 調査期間等 ・ 平日：22 時～翌 22 時（24 時間調査）1 回 ・ 休日：8 時～19 時（11 時間調査）1 回</p> <p>(エ) 調査方法 調査地点を通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にカウンター計測し、併せて走行速度も計測する。なお、車種分類は大型車、小型車の 2 車種分類とし、ナンバープレートにより区分する。合わせて二輪車も調査する。 道路の状況は、現地踏査により把握する。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・ 「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日、法律第 64 号） ・ 「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</p>

【参考資料】

表 7-4 地域環境管理計画に定められている地域別環境保全水準の具体的な数値等（振動）

(1) 建設工事に係る振動

「生活環境の保全に支障のないこと」とは、振動レベルが敷地境界線上において次のとおりとする。

特定建設作業の規制に関する基準

（振動規制法施行規則（昭和 51 年、総理府令第 58 号 最終改正令和 3 年、環境省令第 3 号）第 11 条）

振動の 大きさ	作業時間		1日あたりの作業時間		同一場所 における 作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベル を超えない こと	午後 7 時から 翌日午前 7 時 までの時間内 でないこと	午後 10 時から 翌日午前 6 時 までの時間内 でないこと	10 時間を超え ないこと	14 時間を超え ないこと	連続 6 日を超 えないこと	日曜日その他 の休日ではな いこと

- 備考1 第1号区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途が定められていない地域、工業地域のうち学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等の施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
- 2 第2号区域：工業地域のうち、前号の区域以外の区域
- 3 工業専用地域は除く。

(2) 道路に係る振動

「生活環境の保全に支障のないこと」とは、振動レベルが道路の敷地境界線において次のとおりとする。

道路交通振動の限度

（振動規制法施行規則（昭和 51 年、総理府令第 58 号 最終改正令和 3 年、環境省令第 3 号）第 12 条）

区域の区分	時間	昼 間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	夜 間 (午後 7 時から翌日午前 8 時まで)
	第一種区域		65 デシベル以下
第二種区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考1 第一種区域：第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、用途が定められていない地域
- 2 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- 3 工業専用地域は除く。

4 廃棄物等

4.1 一般廃棄物

項目	調査
廃棄物等 一般廃棄物	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 一般廃棄物の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 一般廃棄物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の一般廃棄物の状況を把握し、施設の供用に伴い発生する一般廃棄物について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 最新の「環境局事業概要－廃棄物編－」（川崎市）等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺における一般廃棄物の状況等を把握する。</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日、法律第137号） ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」（平成4年12月24日、条例第51号） ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><供用時></p> <p>① 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料に基づく発生原単位を用いて事業系一般廃棄物の種類及び発生量を予測する。 処理・処分方法については、事業計画の内容を明らかにする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する一般廃棄物は、適正に処理・処分する計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 供用時に発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

4. 2 産業廃棄物

項 目	調 査
廃棄物等 産業廃棄物	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 産業廃棄物の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 産業廃棄物の状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>川崎市における産業廃棄物の状況を把握し、工事中及び施設の供用に伴い発生する産業廃棄物について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>「川崎市産業廃棄物処理指導計画 令和 4(2022)年度～令和 7(2025)年度」(令和 4 年 3 月、川崎市)等の既存資料を収集・整理し、川崎市における産業廃棄物の状況を把握する。</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的</p> <p>環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 137 号) ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日、法律第 48 号) ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日、法律 104 号) ・「建設廃棄物処理指針 (平成 22 年度版)」(平成 23 年 3 月 30 日、環境省) ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」(平成 4 年 12 月 24 日、条例第 51 号) ・「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>② 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料に基づく発生原単位を用いて産業廃棄物の種類及び発生量を予測する。 処理・処分方法については、施工計画の内容を明らかにする。</p> <p><供用時></p> <p>② 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 既存資料に基づく発生原単位を用いて産業廃棄物の種類及び発生量を予測する。 処理・処分方法については、事業計画の内容を明らかにする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する産業廃棄物は、発生抑制及び資源化を図る計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 工事中に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い発生する産業廃棄物は、適正に処理・処分する計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>② 供用時に発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

4. 3 建設発生土

項 目	調 査
廃棄物等 建設発生土	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 建設発生土の状況</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 建設発生土の状況</p> <p>ア 調査目的 神奈川県における建設発生土の状況を把握し、工事中に発生する建設発生土について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「建設副産物実態調査結果」等の既存資料を収集・整理し、建設発生土の再利用の状況を把握する。</p> <p>② 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月 26 日、法律第 48 号） ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 11 年 3 月 16 日、神奈川県条例第 3 号） ・「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月 30 日改正、国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号） ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 建設発生土の発生量及び処理・処分方法</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 建設発生土の発生量及び処理・処分方法</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 施工計画を基に、建設発生土の発生量を予測する。 処理・処分方法については、施工計画の内容を明らかにする。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事に伴い発生する建設発生土は、埋戻し土等として有効利用を図る計画であり、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 建設発生土の発生量及び処理・処分方法 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

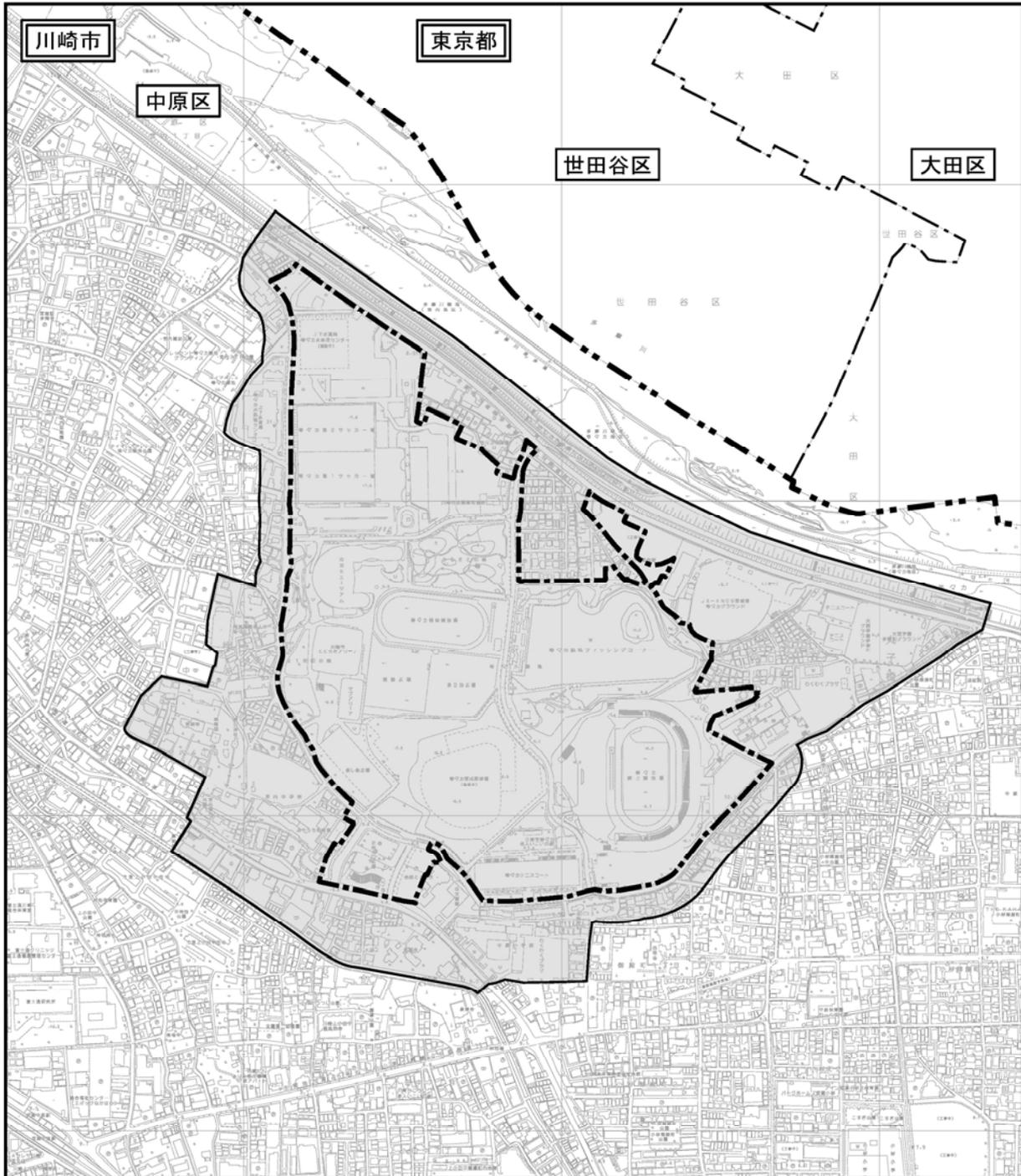
5 生物

5. 1 植物

項目	調査
<p>生物</p> <p>植物</p>	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）</p> <p>② 生育環境（地形、地質、地下水等の状況、日照、風等の状況）</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地及びその周辺の陸生植物・水生植物の状況を把握し、造成工事等の実施による陸生植物・水生植物への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料等を収集・整理し、陸生植物・水生植物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市自然環境調査報告」（川崎市教育委員会） ・「自然環境保全基礎調査 植生図」（環境省ホームページ） <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目</p> <p>植物相及び植物群落とする。</p> <p>(イ) 調査地域</p> <p>図 7-3（p.183 参照）に示すとおりとする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物相：早春季、春季、夏季、秋季 ・植物群落：夏季 <p>(エ) 調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物相：現地踏査による。 ・植物群落：空中写真から群落を区分しておき、現地踏査により優占種を確認し、相観植生図を作成する。 <p>② 生育環境（地形、地質、地下水等の状況、日照、風等の状況）</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地及びその周辺における地形、地質、地下水等の状況及び日照、風等の状況を把握し、造成工事等の実施による植物への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>(ア) 地形・地質、地下水等の状況</p> <p>「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形・地質等の状況を把握する。</p> <p>(イ) 日照、風等の状況</p> <p>気象庁等の気象統計情報を収集・整理し、気象の状況（風向、風速、降水量）を把握する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 造成工事等に伴う植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 造成工事等に伴う植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-3 (p.183 参照) と同じとする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 植物の現況調査結果と施工計画等の事業計画の内容を重ね合わせることにより、植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 造成工事等に伴う植物相及び植物群落への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 造成工事等に伴う植物相、植物群落及び生育環境の変化の内容及びその程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地及びその周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目		調 査
生 物	植 物	<p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の森林、農地、河川、住宅等の土地利用状況及び用途地域の指定状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」 ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等



凡例

- · — · 計画地
- 都県界
- · - · - 区界
- 動植物調査範囲

図 7-3 動植物調査範囲図



5. 2 動物

項目	調査
生物 動物	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 陸生動物の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び土壌動物） ② 水生動物の状況（魚類、底生動物） ③ 生息環境（植生の状況及び植生の階層構造） ④ 生息環境（水環境） ⑤ 土地利用の状況 ⑥ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 陸生動物の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び土壌動物） <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の陸生動物の状況を把握し、造成工事等の実施による動物への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料等を収集・整理し、計画地及びその周辺の陸生動物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市自然環境調査報告」（川崎市教育委員会） ・「自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ） <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び土壌動物とする。</p> (イ) 調査地域・調査地点 <p>図 7-3（p.183 参照）に示すとおりとする。</p> <p>なお、猛禽類については、計画地及びその周辺を広く可視できる位置に調査定点を配置して調査を行う。</p> (ウ) 調査期間及び調査時期 <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類：春季、夏季、秋季 ・鳥類：冬季、春季、初夏、秋季 <li style="padding-left: 20px;">ただし猛禽類は 2～8 月（2 回/月（1 日/回）） ・爬虫類：早春季、春季、夏季、秋季 ・両生類：早春季、春季、夏季、秋季 ・昆虫類：春季、夏季、秋季 ・クモ類：春季、夏季、秋季 ・土壌動物：春季、秋季

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 造成工事等に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 造成工事等に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-3 (p.183 参照) と同じとする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 動物の現況調査結果と施工計画等の事業計画の内容を重ね合わせることにより、動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 造成工事等に伴う動物相への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 造成工事等に伴う動物相及び生息環境の変化の内容及びその程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地及びその周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項目		調査																										
生物	動物	<p>(エ) 調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・哺乳類：任意調査（直接観察法、フィールドサイン法）、トラップ調査、自動撮影調査、バットディテクター法による。 ・鳥類：定点観察法、ルートセンサス法、任意調査（直接観察法）による。猛禽類は「猛禽類保護の進め方（改訂版）」に基づく方法とする。 ・爬虫類：任意調査（直接観察法、フィールドサイン法）による。 ・両生類：任意調査（直接観察法、フィールドサイン法）による。 ・昆虫類：任意調査（ビーティング法、スウィーピング法）、トラップ調査（ライトトラップ法、ベイトトラップ法）による。 ・クモ類：任意調査（ビーティング法、スウィーピング法）による。 ・土壌動物：コドラート法（ハンドソーティング法、ツルグレン法）による。 																										
		<p style="text-align: center;">調査方法の詳細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方法</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接観察法</td> <td>任意に踏査し、実個体の目撃や鳴き声を確認</td> </tr> <tr> <td>フィールドサイン法</td> <td>足跡や糞、食痕等のフィールドサインを確認</td> </tr> <tr> <td>トラップ法</td> <td>生け捕りわな（シャーマントラップ、墜落缶）を用いて小型ネズミ類などを捕獲</td> </tr> <tr> <td>自動撮影法</td> <td>赤外線感知カメラを1晩～数晩設置し、夜間に行動する哺乳類を確認</td> </tr> <tr> <td>バットディテクター法</td> <td>夕方から夜間にかけて踏査を行い、コウモリ類が発する超音波を可聴音に変換するバットディテクターを使用して、コウモリ類の生息を確認</td> </tr> <tr> <td>定点観察法</td> <td>調査定点に留まり、周辺の鳥類を双眼鏡や望遠鏡を用いて観察</td> </tr> <tr> <td>ルートセンサス法</td> <td>あらかじめ設定した調査ルートを歩きながら、ルート沿いに出現する鳥類を観察</td> </tr> <tr> <td>ビーティング法</td> <td>木の幹や枝を棒で叩く捕獲法</td> </tr> <tr> <td>スウィーピング法</td> <td>捕虫網による捕獲法</td> </tr> <tr> <td>ライトトラップ法</td> <td>光源を備えた捕虫器を一晩設置し、夜行性の昆虫等を捕獲</td> </tr> <tr> <td>ベイトトラップ法</td> <td>地表に埋設したコップに糖蜜等の餌（ベイト）を入れて一晩設置し、地表徘徊性の昆虫類を捕獲</td> </tr> <tr> <td>コドラート法</td> <td>コドラート（約50cm×約50cm）内の土壌を採取し、肉眼で見える土壌動物を採取</td> </tr> <tr> <td>ツルグレン法</td> <td>ツルグレン装置（土壌サンプルから土壌動物を集める装置）により試料を採集</td> </tr> </tbody> </table>	方法	内容	直接観察法	任意に踏査し、実個体の目撃や鳴き声を確認	フィールドサイン法	足跡や糞、食痕等のフィールドサインを確認	トラップ法	生け捕りわな（シャーマントラップ、墜落缶）を用いて小型ネズミ類などを捕獲	自動撮影法	赤外線感知カメラを1晩～数晩設置し、夜間に行動する哺乳類を確認	バットディテクター法	夕方から夜間にかけて踏査を行い、コウモリ類が発する超音波を可聴音に変換するバットディテクターを使用して、コウモリ類の生息を確認	定点観察法	調査定点に留まり、周辺の鳥類を双眼鏡や望遠鏡を用いて観察	ルートセンサス法	あらかじめ設定した調査ルートを歩きながら、ルート沿いに出現する鳥類を観察	ビーティング法	木の幹や枝を棒で叩く捕獲法	スウィーピング法	捕虫網による捕獲法	ライトトラップ法	光源を備えた捕虫器を一晩設置し、夜行性の昆虫等を捕獲	ベイトトラップ法	地表に埋設したコップに糖蜜等の餌（ベイト）を入れて一晩設置し、地表徘徊性の昆虫類を捕獲	コドラート法	コドラート（約50cm×約50cm）内の土壌を採取し、肉眼で見える土壌動物を採取
方法	内容																											
直接観察法	任意に踏査し、実個体の目撃や鳴き声を確認																											
フィールドサイン法	足跡や糞、食痕等のフィールドサインを確認																											
トラップ法	生け捕りわな（シャーマントラップ、墜落缶）を用いて小型ネズミ類などを捕獲																											
自動撮影法	赤外線感知カメラを1晩～数晩設置し、夜間に行動する哺乳類を確認																											
バットディテクター法	夕方から夜間にかけて踏査を行い、コウモリ類が発する超音波を可聴音に変換するバットディテクターを使用して、コウモリ類の生息を確認																											
定点観察法	調査定点に留まり、周辺の鳥類を双眼鏡や望遠鏡を用いて観察																											
ルートセンサス法	あらかじめ設定した調査ルートを歩きながら、ルート沿いに出現する鳥類を観察																											
ビーティング法	木の幹や枝を棒で叩く捕獲法																											
スウィーピング法	捕虫網による捕獲法																											
ライトトラップ法	光源を備えた捕虫器を一晩設置し、夜行性の昆虫等を捕獲																											
ベイトトラップ法	地表に埋設したコップに糖蜜等の餌（ベイト）を入れて一晩設置し、地表徘徊性の昆虫類を捕獲																											
コドラート法	コドラート（約50cm×約50cm）内の土壌を採取し、肉眼で見える土壌動物を採取																											
ツルグレン法	ツルグレン装置（土壌サンプルから土壌動物を集める装置）により試料を採集																											
		<p>② 水生動物の状況（魚類、底生動物）</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地及びその周辺の水生動物の状況を把握し、造成工事等の実施による動物への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>以下に示す既存資料等を収集・整理し、計画地及びその周辺の水生動物の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市自然環境調査報告」（川崎市教育委員会） <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 魚類及び底生動物とする。</p> <p>(イ) 調査地域 計画地内の釣池とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 春季、夏季、秋季</p> <p>(エ) 調査方法 任意採集法による。</p>																										
		<p style="text-align: center;">調査方法の詳細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方法</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>任意採集法（魚類）</td> <td>投網、タモ網、セルピンを用いて魚類を採集</td> </tr> <tr> <td>任意採集法（底生動物）</td> <td>タモ網を用いて底生動物を採集</td> </tr> </tbody> </table>	方法	内容	任意採集法（魚類）	投網、タモ網、セルピンを用いて魚類を採集	任意採集法（底生動物）	タモ網を用いて底生動物を採集																				
方法	内容																											
任意採集法（魚類）	投網、タモ網、セルピンを用いて魚類を採集																											
任意採集法（底生動物）	タモ網を用いて底生動物を採集																											

予 測	評 価

項目	調査
生物	<p>動物</p> <p>③ 生息環境（植生の状況及び植生の階層構造）</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺における植生の状況及び植生の階層構造を把握し、造成工事等の実施による動物への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「5.1 植物（2）調査方法等 ① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）イ 調査方法」（p.180 参照）と同様とする。</p> <p>【現地調査】 「5.1 植物（2）調査方法等 ① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）イ 調査方法」（p.180 参照）と同様とする。</p> <p>④ 生息環境（水環境）</p> <p>ア 調査目的 計画地内の水環境を把握し、造成工事等の実施による動物への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 既存資料等を収集・整理し、釣池の水深及び水質を把握する。</p> <p>【現地調査】 釣池の水温を把握する。</p> <p>（ア）調査項目 水温とする。</p> <p>（イ）調査地域 計画地内の釣池とする。</p> <p>（ウ）調査期間・調査時期 「②水生動物の状況（魚類、底生動物）」の調査に合わせて実施する。</p> <p>（エ）調査方法 ・水温計による。</p> <p>⑤ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の森林、農地、河川、住宅等の土地利用状況及び用途地域の指定状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」 ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等

予 測	評 価

5. 3 生態系

項目	調査
生物 生態系	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落） ② 陸生動物の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び土壌動物） ③ 水生動物の状況（魚類、底生動物） ④ 生育・生息環境（植生の状況及び植生の階層構造、水環境） ⑤ 生態系の状況 ⑥ 土地利用の状況 ⑦ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落） <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 計画地及びその周辺の陸生植物・水生植物の状況を把握し、造成工事等の実施による生態系への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 「5.1 植物 (2) 調査方法等 ① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）イ 調査方法」（p.180 参照）と同様とする。 ② 陸生動物の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び土壌動物） <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 計画地及びその周辺の陸生動物の状況を把握し、造成工事等の実施による生態系への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 「5.2 動物 (2)調査方法等 ① 陸生動物の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び土壌動物）イ 調査方法」（p.184 参照）と同様とする。 ③ 水生動物の状況（魚類、底生動物） <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 計画地及びその周辺の水生動物の状況を把握し、造成工事等の実施による生態系への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 「5.2 動物 (2)調査方法等 ② 水生動物の状況（魚類、底生動物）イ 調査方法」（p.186 参照）と同様とする。 ④ 生育・生息環境（植生の状況及び植生の階層構造、水環境） <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 計画地及びその周辺における植生の状況及び植生の階層構造並びに水環境を把握し、造成工事等の実施による生態系への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 植生の状況及び植生の階層構造 「5.1 植物 (2) 調査方法等 ① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）イ 調査方法」（p.180 参照）と同様とする。 (イ) 水環境 「5.2 動物 (2) 調査方法等 ④ 生息環境（水環境）イ 調査方法」（p.186 参照）と同様とする。

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 造成工事等に伴う生態系の変化の内容及びその程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 造成工事等に伴う生態系の変化の内容及びその程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 地域を特徴づける生態系に関して上位性、典型性及び特殊性の視点から選定した注目される生物種等に対する影響の程度を、植物、動物、生育・生息環境等の現況調査結果と施工計画等の事業計画の内容を重ね合わせるにより予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 造成工事等に伴う生態系への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 造成工事等に伴う生態系の変化の内容及びその程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地及びその周辺の地域特性を勘案して評価する。</p>

項 目		調 査
生 物	生 態 系	<p>⑤ 生態系の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺における生物と環境との関係、生物間との関係、類型の関係、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される種・群集等を把握し、造成工事等の実施による生態系への影響について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 「① 陸生植物・水生植物の状況（植物相、植物群落）」「② 陸生動物の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び土壌動物）」「③ 水生動物の状況（魚類、底生動物）」及び「④ 生育・生息環境（植生の状況及び植生の階層構造、水環境）」の調査結果を整理する。</p> <p>⑥ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の森林、農地、河川、住宅等の土地利用状況及び用途地域の指定状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図（中原区）」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑦ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下に示す関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」 ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等

予 測	評 価

6 緑

6. 1 緑の質

項目	調査
緑 緑の質	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現存植生状況及び生育状況 ② 植栽予定樹種 ③ 植栽土壌 ④ 潜在自然植生 ⑤ 土地利用の状況 ⑥ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現存植生状況及び生育状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地内の現存植生状況と生育木の状況を把握し、植栽予定樹種の環境適合性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>現存植生の分布状況と生育木の樹木活力度とする。</p> (イ) 調査地域 <p>現存植生の分布は、計画地およびその周辺とする。 生育木の樹木活力度は、計画地内とする。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <p>現存植生の分布は、「5.1 植物 (2) 調査方法等 ① 陸生植物・水生植物の状況 (植物相、植物群落) イ 調査方法」(p.180 参照)と同様とする。 生育木の樹木活力度は、春季から秋季に、調査を1回実施する。</p> (エ) 調査方法 <p>現存植生の分布状況は、「5.1 植物 (2) 調査方法等 ① 陸生植物・水生植物の状況 (植物相、植物群落) イ 調査方法」(p.180 参照)と同様とする。 生育木の樹木活力度は、「造園施工管理 技術編」(昭和50年10月、社団法人日本公園緑地協会)及び「造園施工管理 技術編 改訂25版」(平成17年5月、社団法人日本公園緑地協会)を参考に樹木の樹勢、樹形等を観察し、樹木活力度調査の判定基準を基に、総合的に判定する。</p> ② 植栽予定樹種 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>植栽予定樹種の特徴を把握し、計画地における環境適合性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>緑化計画の内容を整理する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 植栽予定樹種の環境適合性</p> <p>② 植栽基盤の適否及び必要土壌量</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><供用時></p> <p>① 植栽予定樹種の環境適合性</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後、一定期間おいた時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 計画地における生育木の樹木活力度、潜在自然植生等の調査結果を踏まえ、植栽予定樹種の地域の環境特性及び事業実施に伴い生じる環境特性と樹種特性との適合性を定性的に予測する。</p> <p>② 植栽基盤の適否及び必要土壌量</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後、一定期間おいた時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 計画地内の土壌の調査結果を踏まえ、土壌の物理的性質及び化学的性質の観点から植栽基盤の適否を予測する。 また、緑化計画の内容を踏まえ、「川崎市緑化指針」に基づき必要とされる植栽土壌量を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 緑の回復育成の内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 植栽予定樹種の環境適合性、植栽基盤の適否及び必要土壌量 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 植栽基盤の適否及び必要土壌量 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
緑 緑 の 質	<p>③ 植栽土壌</p> <p>ア 調査目的 計画地内の土壌の状況を把握し、植栽基盤としての適否を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【現地調査】 (ア) 調査項目 土壌の物理的性質（土性、土色、土壌硬度、透水性（飽和透水係数）等）及び化学的性質（pH（H₂O）、電気伝導度等）とする。 (イ) 調査地域 調査地点は、計画地内で供用時に緑化地となる場所を考慮する。 (ウ) 調査期間、調査時期 土壌の状況が適切に把握できる時期とする。 (エ) 調査方法 簡易試孔調査及び基本断面調査を行い、断面形態を把握する。</p> <p>④ 潜在自然植生</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の潜在自然植生を把握し、植栽予定樹種の環境適合性を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における潜在自然植生等を把握する。 ・「神奈川県潜在自然植生」（昭和 51 年 3 月、神奈川県教育委員会） ・「川崎市および周辺の植生 -環境保全と環境保全林創造に対する植物学的研究-」（昭和 56 年 3 月、横浜植生学会）等</p> <p>⑤ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用の状況及び緑の分布状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」や「川崎市公園・緑地等位置図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況及び緑の分布状況等を把握する。</p> <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成 11 年 12 月 24 日、条例第 49 号） ・「川崎市緑化指針」（令和 4 年 2 月一部改正、川崎市） ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</p>

【参考資料】

樹木活力度調査の項目と基準

評価基準 評価項目	1.良好、正常なもの	2.普通、正常に近いもの	3.悪化のかなり進んだもの	4.顕著に悪化しているもの
1.樹勢	生育旺盛なもの	多少影響はあるがあまり目立たない程度	異常が一目でわかる程度	生育劣弱で回復の見込みないとみられるもの
2.樹形	自然樹形を保つもの	一部に幾分の乱れはあるが本来の形に近いもの	自然樹形の崩壊がかなり進んだもの	自然樹形が全く崩壊し、奇形化しているもの
3.枝の伸長量	正常	幾分少ないがそれ程目立たない	枝は短小となり細い	枝は極度に短小し、しょうが状の節間がある
4.枝葉の密度	正常、枝及び葉の密度のバランスがとれている	普通、1に比べやや劣る	やや疎	枯枝が多く、葉の発生が少ない密度が著しく疎
5.葉形	正常	少しゆがみがある	変形が中程度	変形が著しい
6.葉の大きさ	正常	幾分小さい	中程度に小さい	著しく小さい
7.葉色	正常	やや異常	かなり異常	著しく異常
8.ネクロシス え死—細胞組織の破壊(一葉面による)	なし	わずかにある	かなり多い	著しく多い

資料：「造園施工管理 技術編 改訂 25 版」（平成 17 年 5 月、社団法人日本公園緑地協会）

活力度指数の算定方法

単木の場合	特定樹種の場合
$Y = \frac{\sum Xi}{n}$ <p>Y : 樹木活力度指数 Xi : 項目別指数 n : 項目数</p>	$\bar{Y} = \frac{\sum Yj}{m}$ <p>\bar{Y} : 特定樹種の平均活力度指数 Yj : 樹木活力度指数 m : 特定樹種の調査本数</p>

資料：「造園施工管理 技術編」（昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会）

樹木活力度調査の指数基準

判定	A	B	C	D
指数	1.00～1.75	1.76～2.50	2.51～3.25	3.26～4.00
状態	1.良好、正常なもの	2.普通、正常に近いもの	3.悪化のかなり進んだもの	4.顕著に悪化の進んでいるもの

資料：「造園施工管理 技術編」（昭和 50 年 10 月、社団法人日本公園緑地協会）

6. 2 緑の量

項目	調査
<p>緑 緑 の 量</p>	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 緑被の状況</p> <p>② 緑化計画</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 緑被の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地の緑被の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 緑被とする。</p> <p>(イ) 調査地域 計画地内とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 春季から秋季に、調査を1回実施する。</p> <p>(エ) 調査方法 計画地内で現地踏査し、平均緑度等を把握する。平均緑度は、「川崎市環境影響評価等技術指針」に示されている緑度の区分に応じた指数により算定する。</p> <p>② 緑化計画</p> <p>ア 調査目的 緑化計画の内容を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 緑化計画の内容を整理する。</p> <p>③ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用状況及び緑の分布状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」や「中原区の公園緑地」（川崎市ホームページ）等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況及び緑の分布状況を把握する。</p> <p>④ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3(2021)年3月改訂、川崎市） ・「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（平成11年12月24日、条例第49号） ・「川崎市緑化指針」（令和4年2月一部改正、川崎市） ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 緑被の変化及び全体の緑の構成</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><供用時></p> <p>① 緑被の変化及び全体の緑の構成</p> <p>ア 予測地域 計画地内とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>(ア) 緑被の変化 緑化計画を基に本事業の緑被面積及び緑被率を示し、「川崎市環境影響評価等技術指針」に定められている方法で算定される緑被率に係る基準と対比する。 なお、本事業の緑被面積の算定にあたっては、「川崎市緑化指針」に定められている緑化面積の考え方による。</p> <p>(イ) 全体の緑の構成 緑化計画を基に本事業の樹木本数を示し、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準と対比する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 緑の回復育成の内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 緑被の変化及び全体の緑の構成 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

【参考資料】

◆川崎市環境影響評価等技術指針に記載されている平均緑度の算定方法

平均緑度については、現地調査を実施し、以下に示す緑度の区分に応じた指数により、下表に示す算定式を用いて算出する。

緑度の区分及び指数

指数 (G)	緑度の区分
5	すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値をもつ植生地
4	よく成育した植生地 (二次林、植林、竹林)
3	やや成育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)
2	貧弱な植生地
1	人工的な環境又は緑が極めて少ない裸地等

備考 指数5の「すぐれた自然植生及びそれとほぼ同等の価値を持つ植生地」とは、すぐれた自然植生地及びそれとほぼ同等の価値を持つ自然的植生地で、あわせて一定規模の面積を有し、かつ良好な植生状態が形成されているもの。例として、シラカシ林、スダジイ林、ケヤキ林等

指数4の「良く成育した植生地 (二次林、植林、竹林)」とは、良く成育した半自然的あるいは二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね10m以上で、良好な植生状態が維持されているもの。例として、コナラ林、スギ林、サワラ林、モウソウチク林、マダケ林、屋敷林等

指数3の「やや成育が進んだ植生地 (二次林、伐採跡地、耕地、果樹園)」とは、やや成育が進んだ二次的植生地で、これを構成する樹種の樹高が概ね10m以下で、多少とも良好な植生状態が維持されているもの。例として、指数4に示す林のほか、伐採跡地、耕作地、果樹園等

指数2の「貧弱な植生地」とは、植生状態が貧弱な二次的植生地。例として、アズマネザサ群落、ススキ草原、クズ草原、水田放棄地等

指数1の「人工的な環境又は緑度が極めて少ない裸地」とは、人工的な環境又は緑度が極めて少ない土地。例として、荒地、裸地、造成地、崩壊地等

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」(令和3年3月改訂、川崎市)

平均緑度の算定式

$$\text{平均緑度 (L.G)} = \frac{\sum G}{n} \quad (\text{小数点以下第2位を四捨五入する。})$$

G : 緑度の区分による指数(メッシュによる)
n : メッシュの数

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」(令和3年3月改訂、川崎市)

◆緑の量的水準 (植栽本数の考え方) (「川崎市緑化指針」から抜粋)

緑化地面積 (地盤面における、樹木により緑化される一団の土地の総面積) あたりの植栽本数は、緑の量的水準として次の算式を標準として算出する。

植栽本数 = (緑化地面積 + 屋上緑化面積) × 下記の係数 (高・中・低木)

高木 : 0.08 本/m ²	※高木、中木、低木を比率に応じて換算して植栽することができる。ただし、それぞれの数値標準の半数以上は植栽するものとする。
中木 : 0.16 本/m ²	
低木 : 0.48 本/m ²	

資料：「川崎市緑化指針」(令和4年2月一部改正、川崎市)

◆川崎市環境影響評価等技術指針に記載されている緑被率の算定方法

「地域環境管理計画」に掲げられている地域別環境保全水準の具体的な数値等は、「川崎市環境影響評価等技術指針」において、緑被率（指定開発行為に係る面積に占める緑被面積の割合）の算定式が示されている。その内容は、以下に示すとおりである。

緑被率の算定式

$$\text{緑被率} = \frac{(A \times \alpha + B \times \beta + A \times G')}{A} \times 100$$

A : 指定開発行為に係る面積
 α : 0.06 等法令等により必要とされる公園、緑地等の割合
 ただし、法令等により公園、緑地等を設置しない場合は α = 0 とする。
 B : 指定開発行為に係る面積から公園、緑地等の面積を除いたもの
 β : 指定開発行為の種類ごとに定める数値
 G' : 平均緑度係数

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

指定開発行為の種類ごとに定める数値

指定開発行為の種類		地区	β
1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	(1) 住宅用地の造成	第1種、第2種（近隣商業地域及び商業地域を除く。）、第3種 第2種（準工業地域を除く。）	0.2 0.1
	(2) 学校用地の造成	第1種、第2種、第3種	0.1
	(3) 市街地再開発事業又は広場等に係る用地の造成及び整備	第1種、第2種、第3種	0.05
	(4) その他の開発行為	第1種、第3種 第2種	0.2 0.1
2 埋立て	第1種、第2種、第3種	0.2	
3 高層建築物の新設	第1種、第2種、第3種	0.1	
4 住宅団地の新設	第1種、第2種（近隣商業地域及び商業地域を除く。）、第3種	0.2	
	第2種（準工業地域を除く。）	0.1	
5 工場又は事業所の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
6 電気工作物の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
7 廃棄物処理施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
8 上水施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
9 下水道終末処理場の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
10 商業施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.1	
11 研究施設の新設	第1種、第2種、第3種	0.2	
12 大規模建築物の新設	第1種、第2種、第3種	0.1	

- 備考 1 この表において「第1種地区」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及びその他の地域をいう。
- 2 この表において「第2種地区」とは、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいう。
- 3 この表において「第3種地区」とは、工業地域及び工業専用地域をいう。
- 4 「第3種地区」のうち工業専用地域における「5 工場又は事業所の新設」、「6 電気工作物の新設」、「7 廃棄物処理施設の新設」、「11 研究施設の新設」については、β=0.1とする。
- 5 「7 廃棄物処理施設の新設」について、指定開発行為の要件のうち焼却能力のみが該当する場合を除く。

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

平均緑度係数（G'）

平均緑度(L.G)	5.0~4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	
平均緑度係数(G')	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.20	0.19	0.18	0.17	0.16	
	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5	2.4	2.3	2.2	2.1	2.0~1.0
	0.15	0.14	0.13	0.12	0.11	0.10	0.09	0.08	0.07	0.06	0.05

資料：「川崎市環境影響評価等技術指針[解説付]」（令和3年3月改訂、川崎市）

7 人と自然とのふれあい活動の場

7. 1 人と自然とのふれあい活動の場

項目	調査
人と自然とのふれあい活動の場	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人と自然とのふれあい活動の場の状況 ② 地形等の状況 ③ 土地利用の状況 ④ 人と自然とのふれあい活動の場に係る計画等 ⑤ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人と自然とのふれあい活動の場の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <ul style="list-style-type: none"> 計画地及びその周辺の季節ごとの人と自然とのふれあい活動の場の状況や機能等を把握することを目的とする。 イ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> 【既存資料調査】 <ul style="list-style-type: none"> 「川崎市緑の基本計画」等の既存資料を収集・整理し、人と自然とのふれあい活動の場の状況を把握する。 【現地調査】 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然とのふれあい活動の場の状況及び場が持つ機能とする。 (イ) 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 計画地及びその周辺とする。 (ウ) 調査期間・調査時期 <ul style="list-style-type: none"> 人と自然とのふれあい活動の場の特性に応じて、その状況を適切に把握できる期間・時期とする。 (エ) 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> 現地踏査及び記録・写真撮影による。 ② 地形等の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <ul style="list-style-type: none"> 計画地及びその周辺の地形、自然環境、水環境等の状況を把握することを目的とする。 イ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> 【既存資料調査】 <ul style="list-style-type: none"> 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、地形、自然環境、水環境等の状況を把握する。 ③ 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <ul style="list-style-type: none"> 計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握することを目的とする。 イ 調査方法 <ul style="list-style-type: none"> 【既存資料調査】 <ul style="list-style-type: none"> 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度</p> <p>② 人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度</p> <p>③ 人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>① 人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 人と自然とのふれあい活動の場の状況と施工計画から、工事の実施に伴う、人と自然とのふれあい活動の改変の程度を予測する。</p> <p>② 人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 人と自然とのふれあい活動の機能と施工計画から、工事の実施に伴う、人と自然とのふれあい活動の場の機能の変化の程度を予測する。</p> <p>③ 人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 人と自然とのふれあい活動の場の利用経路と施工計画から、工事の実施に伴う、人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事の実施にともない影響が及ぼすと想定される人と自然とのふれあい活動の場への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 人と自然とのふれあい活動の場の消滅又は改変の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>③ 人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
人と自然とのふれあい活動の場 人と自然とのふれあい活動の場	<p>④ 人と自然とのふれあい活動の場に係る計画等</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の人と自然とのふれあい活動の場の整備計画を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「川崎市緑の基本計画」等の既存資料を収集・整理し、人と自然とのふれあい活動の場に係る計画等を把握する。</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p><供用時></p> <p>① 人と自然とのふれあい活動の場の消滅 又は改変の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況の人と自然とのふれあい活動の場の状況と事業計画を対比することにより、再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の改変の程度を予測する。</p> <p>② 人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況の人と自然とのふれあい活動の場の機能と事業計画を対比することにより、再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場の機能の変化の程度を予測する。</p> <p>③ 人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況の人と自然とのふれあい活動の場の利用経路と事業計画を対比することにより、再編整備に伴う人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度を予測する。</p>	<p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事の実施にともない影響が及ぼすと想定される人と自然とのふれあい活動の場への影響を回避・低減する措置の内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 人と自然とのふれあい活動の場の消滅 又は改変の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 人と自然とのふれあい活動の場が持つ機能の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>③ 人と自然とのふれあい活動の場までの利用経路等に与える影響の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

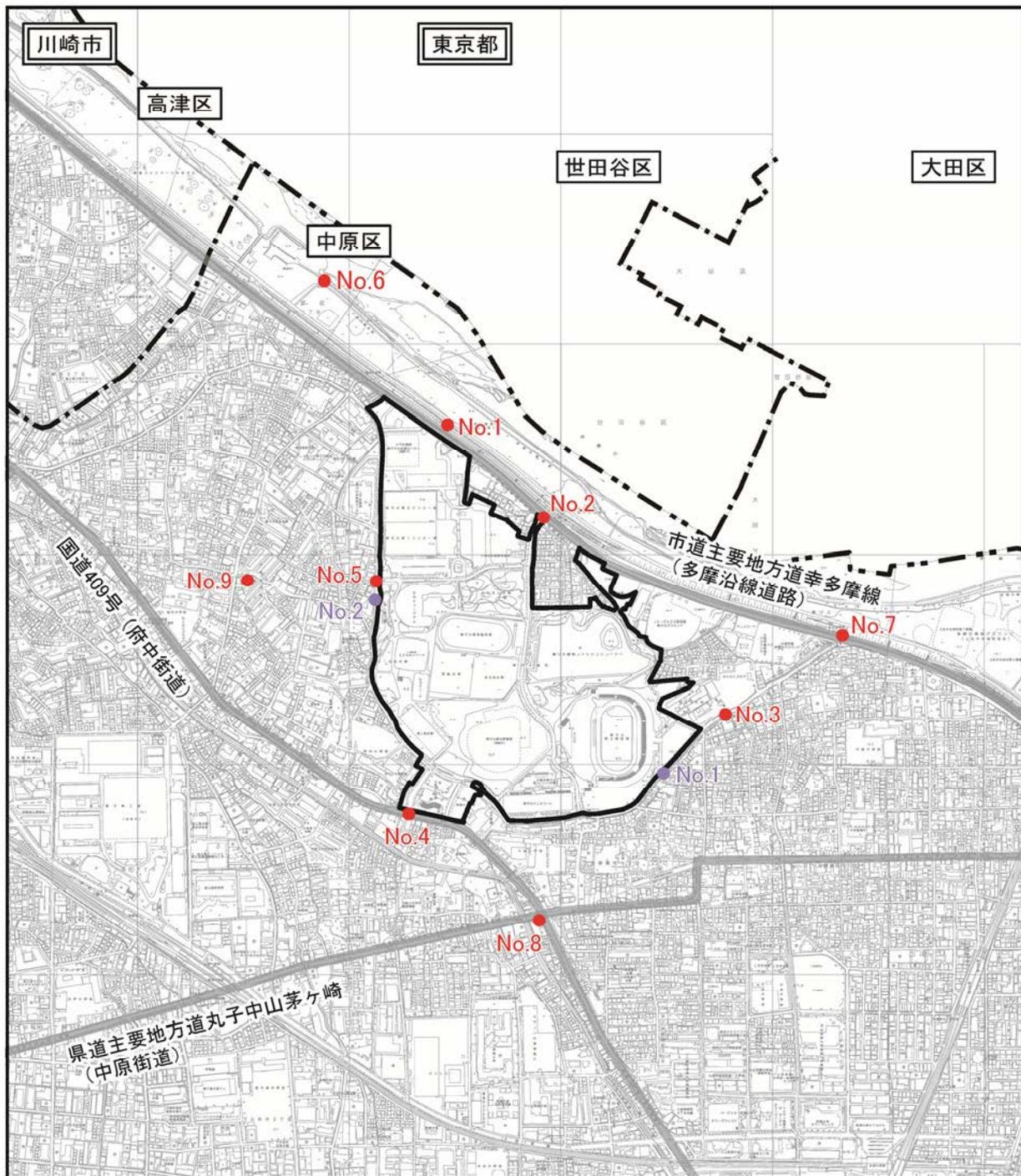
8 景観

8. 1 景観、圧迫感

項目	調査
構造物の影響 景観（景観、圧迫感）	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域景観の特性 ② 代表的な眺望地点からの景観 ③ 圧迫感の状況 ④ 土地利用の状況 ⑤ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域景観の特性 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の主要な景観構成要素を把握し、計画建物の存在による地域景観の特性の変化を比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「景観資源図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺における主要な景観構成要素及び地域景観の特性を把握する。</p> ② 代表的な眺望地点からの景観 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺の代表的な眺望地点を把握し、計画建物の存在が景観に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「景観資源図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺における代表的な眺望地点を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>代表的な眺望地点からの景観とする。</p> (イ) 調査地点 <p>計画地周辺の道路整備状況、高層建物等の分布・密集状況、景観資源の分布状況等を勘案し、不特定多数の人間が滞留すると考えられる地点として、図 7-4 (p.209 参照) に示す 9 地点とする。</p> (ウ) 調査時期 <p>晴天時に 1 回実施する。</p> (エ) 調査方法 <p>現地踏査及び写真撮影による。</p> ③ 圧迫感の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>事業計画及び計画地周辺の圧迫感の状況を把握し、計画建物の存在による圧迫感の変化を比較検討するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>形態率とする。</p> (イ) 調査地点 <p>事業計画及び計画地周辺の道路整備状況や高層建物等の分布・密集状況を勘案し、図 7-4 (p.209 参照) に示す 2 地点とする。</p> (ウ) 調査時期 <p>圧迫感の状況が把握できる適切な時期に 1 回実施する。</p> (エ) 調査方法 <p>天空写真を撮影し、形態率を算定する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法 <供用時></p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 計画地を含めた周辺地域とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法 事業実施に伴う土地の改変や計画建物の存在による地域の主要な景観構成要素と地域景観の特性の変化について、現況写真と完成予想図との比較等により、定性的に予測する。</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-4 (p.209 参照) に示す景観調査地点 (9 地点) のうち計画地及び計画建物が眺望できる地点とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況調査写真に完成予想図を合成 (フォトモンタージュ) して、現況からの変化の程度を定性的に予測する。</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-4 (p.209 参照) に示す圧迫感調査地点 (2 地点) とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況天空写真に計画建物を射影させ、現況の形態率及び計画建物完成後の形態率を算定し、現況からの変化の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法 <供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 計画建物等の景観への配慮等について、その内容を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>③ 圧迫感の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
構造物の影響 景観（景観、圧迫感）	<p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握し、地域景観の特性を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日、法律第 110 号） ・「川崎市都市景観条例」（平成 6 年 12 月 26 日、条例第 38 号） ・「川崎市景観計画」（平成 30 年 12 月改定、川崎市） ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等

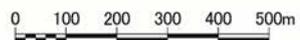


凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界
- 幹線道路
- 景観調査地点(代表的な眺望地点)
- 圧迫感調査地点

- No.1 計画地北側多摩川堤防上
- No.2 等々力交差点
- No.3 西丸子小学校前
- No.4 等々力緑地入口交差点
- No.5 ミュージアム前交差点
- No.6 計画地北側多摩川堤外地
- No.7 等々力ポンプ場前の交差点
- No.8 小杉十字路交差点
- No.9 宮内公園

図 7-4 景観調査地点位置図



9 構造物の影響

9. 1 日照障害

項目	調査
構造物の影響 日照障害	<p>(1) 調査項目</p> <p>① 日照障害の状況</p> <p>② 地形の状況</p> <p>③ 既存建築物の状況</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① 日照障害の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握し、計画建物の存在による日影の影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の日影の影響に特に配慮すべき施設等の分布状況を把握する。</p> <p>② 地形の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の地形の状況を把握し、計画建物の存在による日影の影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形の状況を把握する。</p> <p>③ 既存建築物の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の既存建築物の分布を把握し、計画建物の存在による日影の影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の既存建築物を把握する。</p> <p>④ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地及びその周辺の土地利用の状況及び規制状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況及び規制状況等を把握する。</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「川崎市建築基準条例」(昭和 35 年 9 月 9 日、条例第 20 号) ・「地域環境管理計画」(令和 3 年 3 月改定、川崎市) に定められている地域別環境保全水準 等</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><供用時></p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 冬至日、真太陽時の午前8時から午後4時までの間に本事業の計画建物の存在により日影が生じる範囲とする。</p> <p>イ 予測時期・予測季節 計画建物完成後の冬至日とする。</p> <p>ウ 予測方法 平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図及び関係法令等により規制される高さにおける等時間日影図を作図し、計画建物の存在による日影の影響範囲を予測する。</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度</p> <p>ア 予測地域 冬至日、真太陽時の午前8時から午後4時までの間に本事業の計画建物の存在により日影が生じる範囲内に立地する特に配慮すべき施設とする。</p> <p>イ 予測時期・予測季節 計画建物完成後の冬至日とする。</p> <p>ウ 予測方法 平均地盤面±0mにおける時刻別日影図及び等時間日影図を基に整理する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 供用に伴い出現する計画建物による日影の影響への配慮策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

9. 2 テレビ受信障害

項 目	調 査
<p>構造物の影響</p> <p>テレビ受信障害</p>	<p>(1) 調査項目</p> <p>① テレビ電波（地上波）の受信状況</p> <p>② テレビ電波の送信の状況</p> <p>③ 高層建築物及び住宅等の分布状況</p> <p>④ 地形、工作物の状況</p> <p>⑤ 関係法令等による基準等</p> <p>(2) 調査方法等</p> <p>① テレビ電波（地上波）の受信状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地周辺のテレビ電波の受信状況を把握し、計画建物の存在により生じるテレビ受信障害について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査地域・調査地点</p> <p>机上検討によりテレビ受信障害の及ぶと推定される地域とする。</p> <p>(イ) 調査時期</p> <p>電波の状況を適切に把握できる時期とする。</p> <p>(ウ) 調査方法</p> <p>テレビ電波の画質及び強度は、「建築物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（2010年3月、（社）日本CATV技術協会）等に定められている方法に準拠し、電波測定車により現況測定を行う。</p> <p>共聴設備等の設置状況は、現地踏査により確認する。</p> <p>② テレビ電波の送信の状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地周辺で受信可能なテレビ電波の送信状況を把握し、計画建物の存在により生じるテレビ受信障害について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>「全国テレビジョン、FM、ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民報連盟監修・NHKアイテック編）等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺のテレビ電波の送信状況を把握する。</p> <p>③ 高層建築物及び住宅等の分布状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地周辺のテレビ電波の受信に影響を及ぼす可能性のある高層建築物及びテレビ受信障害が及ぶと推定される地域の住宅地等の分布状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の高層建築物及び住宅等の分布状況を把握する。</p> <p>④ 地形、工作物の状況</p> <p>ア 調査目的</p> <p>計画地周辺のテレビ電波の受信状況に影響を及ぼす可能性のある地形及び工作物の状況等を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】</p> <p>「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形及び工作物の状況を把握する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲 (地上デジタル放送及び衛星放送)</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><供用時></p> <p>① 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲 (地上デジタル放送及び衛星放送)</p> <p>ア 予測地域・予測地点 電波到来方向を勘案し、計画建物の規模から反射障害及び遮へい障害を及ぼす範囲とする。</p> <p>イ 予測時期 計画建物完成後とする。</p> <p>ウ 予測方法 地上デジタル放送については、東京スカイツリー局及び横浜局を対象とし、「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」(平成17年3月、社団法人日本CATV技術協会)に示されている方法に準拠して予測する。 衛星放送については、遮へい障害距離及び見通し線からの許容離隔距離を求め理論式を用いて予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 テレビ受信障害に対する対策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 計画建物の存在により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲 (地上デジタル放送及び衛星放送) 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
構造物の影響 テレビ受信障害	⑤ 関係法令等による基準等 ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。 イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」（令和3年3月改定、川崎市）に定められている地域別 環境保全水準 等

予 測	評 価

9. 3 風害

項目	調査
<p>構造物の影響</p>	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の風の状況 ② 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況 ③ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況 ④ 地形の状況 ⑤ 土地利用の状況 ⑥ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の風の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺の風の状況を把握し、計画建物の存在により風環境に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「大気環境測定データ」(川崎市環境局環境総合研究所)等の既存資料から、計画地周辺の風向・風速のデータ(過去10年間程度)を収集・整理し、計画地周辺の上空を吹く一般的かつ標準的な風の状況を把握する。</p> ② 風の影響に特に配慮すべき周辺の施設の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺の風の影響に特に配慮すべき施設の状況を把握することを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺における風の影響に特に配慮すべき施設の状況を把握する。</p> ③ 風害について考慮すべき周辺の建築物の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺の風害の要因となりうる建築物等の分布状況を把握することを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、風害の要因となりうる計画地周辺の既存建築物の位置、形状、高さ及び計画建物との位置関係等を把握する。</p> ④ 地形の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺の風環境に影響を及ぼす可能性のある地形の状況を把握することを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の地形の状況を把握する。</p> ⑤ 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握し、計画建物の存在により風環境に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度</p> <p>② 年間における風速の出現頻度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度</p> <p>ア 予測地域・予測地点</p> <p>予測地域は、風環境に変化を及ぼすおそれのある高層の計画建物から建物最高高さの2倍程度の範囲とする。</p> <p>風洞実験に使用するモデルは、風環境に変化を及ぼすおそれのある高層の計画建物を中心とした半径約400mをモデル化範囲とし、モデルの大きさは1/400とする。</p> <p>イ 予測時期</p> <p>計画建物完成後とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>現況及び計画建物完成後について風洞実験を行い、主風向における計画建物の出現による風向、風速の変化を予測する。</p> <p>また、必要に応じて防風対策後についても予測する。</p> <p>② 年間における風速の出現頻度</p> <p>ア 予測地域・予測地点</p> <p>予測地域は、風環境に変化を及ぼすおそれのある高層の計画建物から建物最高高さの2倍程度の範囲とする。</p> <p>風洞実験に使用するモデルは、風環境に変化を及ぼすおそれのある高層の計画建物を中心とした半径約400mをモデル化範囲とし、モデルの大きさは1/400とする。</p> <p>イ 予測時期</p> <p>計画建物完成後とする。</p> <p>ウ 予測方法</p> <p>現況及び計画建物完成後について風洞実験を行い、風工学研究所による風環境評価指標を用いて、計画建物の出現による風環境の変化を予測する。</p> <p>また、必要に応じて防風対策後についても予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点</p> <p>風環境の変化に対する低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 風向、風速の状況及びそれらの変化する地域の範囲、並びに変化の程度</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>② 年間における風速の出現頻度</p> <p>「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項 目	調 査
構造物の影響	風 害 <p>⑥ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域環境管理計画」（令和 3 年 3 月改定、川崎市）に定められている地域別環境保全水準 等

【参考資料】

表 7-5 平均風速の累積頻度に基づく風環境評価尺度

領域区分 ^{※1}		累積頻度 55%の風速 ^{※2}	累積頻度 95%の風速 ^{※3}
領域 A	住宅地相当	≤ 1.2m/s	≤ 2.9m/s
領域 B	低中層市街地相当	≤ 1.8m/s	≤ 4.3m/s
領域 C	中高層市街地相当	≤ 2.3m/s	≤ 5.6m/s
領域 D	強風地域相当	> 2.3m/s	> 5.6m/s

※1 領域 A：住宅地で見られる風環境

領域 B：領域 A と領域 C の中間的な街区で見られる風環境

領域 C：オフィス街で見られる風環境

領域 D：好ましくない風環境

※2 累積頻度 55%の風速：年間の平均風速に相当

※3 累積頻度 95%の風速：日最大平均風速の年間平均値に相当

資料：「ビル風の基礎知識」（平成 17 年 12 月、風工学研究所）

10 コミュニティ施設

10.1 コミュニティ施設

項目	調査
コミュニティ施設	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コミュニティ施設の状況 ② 土地利用の状況 ③ コミュニティ施設に係る計画等 ④ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① コミュニティ施設の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺のコミュニティ施設の状況等を把握し、工事中及び供用時にコミュニティ施設に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査の手法 <p>【既存資料調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 集会施設 <p>計画地及びその周辺の集会施設の位置、機能等を把握する。</p> (イ) 公園等 <p>計画地及びその周辺の公園等の位置、機能等を把握する。</p> ② 土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺の住宅地、商業地、緑地等の分布状況及びその他の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> イ 調査の手法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地及びその周辺の土地利用の状況を把握する。</p> ③ コミュニティ施設に係る計画等 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地及びその周辺のまちづくりにおける整備計画を把握することを目的とする。</p> イ 調査の手法 <p>【既存資料調査】</p> <p>川崎市へのヒアリング等により、コミュニティ施設に係る計画等の状況を把握する。</p> ④ 関係法令等による基準等 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>以下の関係法令等の内容を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 工事の実施に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度</p> <p>② 再編整備に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p><工事中></p> <p>① 工事の実施に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事中とする。</p> <p>ウ 予測方法 集会施設及び公園等の利用状況と施工計画から、工事の実施に伴い集会施設及び公園等に与える影響の程度を予測する。</p> <p><供用時></p> <p>② 再編整備に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度</p> <p>ア 予測地域 計画地及びその周辺とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期とする。</p> <p>ウ 予測方法 現況の集会施設及び公園等の利用状況と事業計画を対比することにより、再編整備に伴い集会施設及び公園等に与える影響の程度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p><工事中></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 本事業で整備するコミュニティ施設の計画内容等を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 工事の実施に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p><供用時></p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 本事業で整備するコミュニティ施設の計画内容等を明らかにし、評価の条件とする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>② 再編整備に伴う集会施設及び公園等に及ぼす影響の程度 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

1 1 地域交通

1 1. 1 地域交通（交通安全、交通混雑）

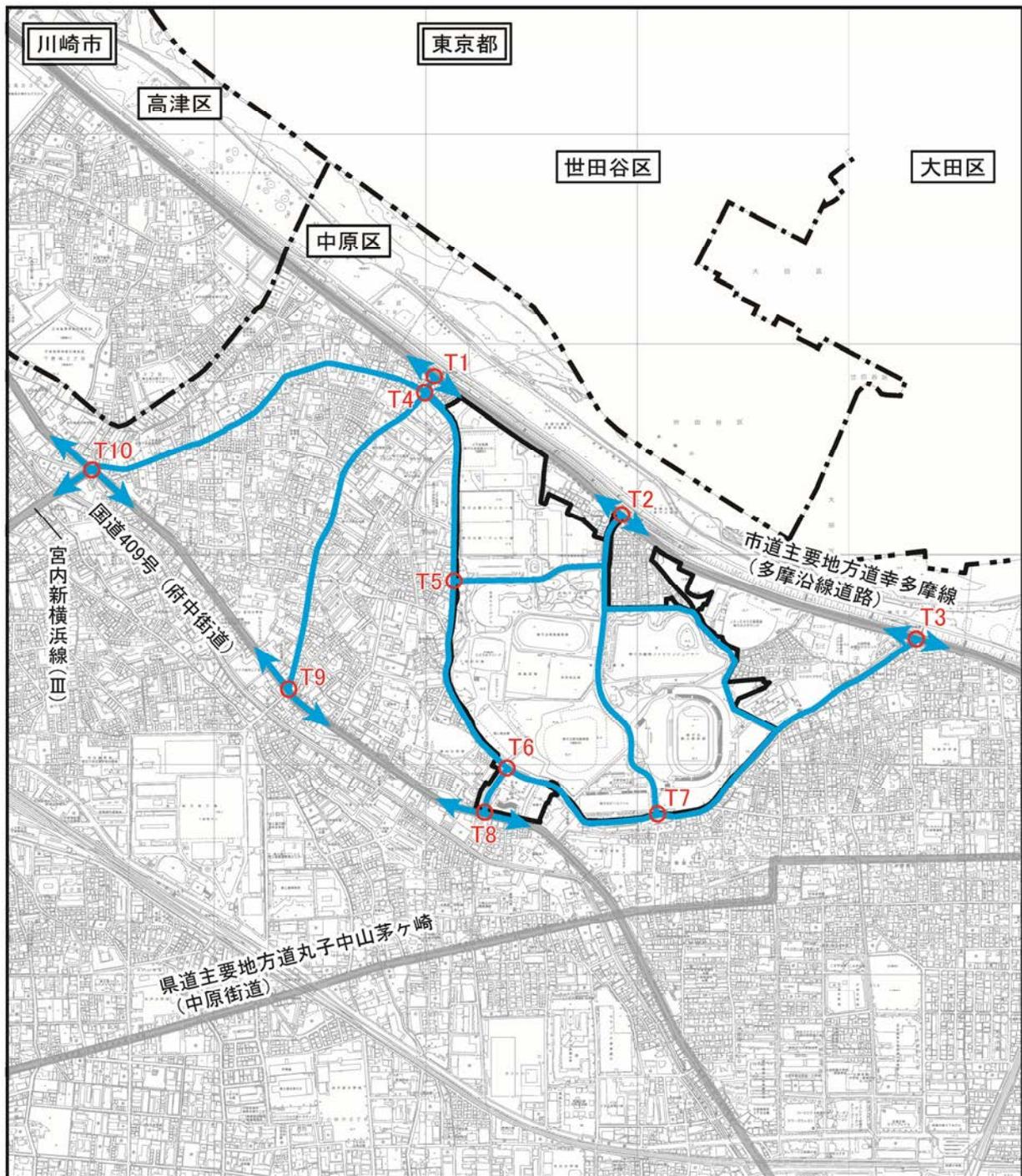
項目	調査
地域交通 地域交通 （交通安全、 交通混雑）	<p>(1) 調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活圏等の状況 ② 道路の状況（自動車交通量の状況） ③ 道路の状況（主要交差点における交通処理状況） ④ 道路の状況（道路及び交通規制の状況） ⑤ 交通安全の状況 ⑥ 土地利用の状況 ⑦ 道路等に係る計画等 ⑧ 関係法令等による基準等 <p>(2) 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常生活圏等の状況 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺の通学区域、指定通学路、公共施設の位置、鉄道及びバス路線の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行が地域交通に及ぼす影響について予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>「川崎市立小・中学校の通学区域」、「地形図」等の既存資料を収集・整理するとともに、川崎市教育委員会にヒアリングを行い、指定通学路等の状況を把握する。</p> ② 道路の状況（自動車交通量の状況） <ul style="list-style-type: none"> ア 調査目的 <p>計画地周辺の自動車交通の状況を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行が地域交通に及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> イ 調査方法 <p>【既存資料調査】</p> <p>最新の「道路交通センサス 一般交通量調査」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の自動車交通量の状況を把握する。</p> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 調査項目 <p>自動車交通量</p> (イ) 調査地点 <p>自動車交通量の調査地点は、図 7-5（p.227 参照）に示すとおりである。</p> (ウ) 調査期間・調査時期 <ul style="list-style-type: none"> ・平日：7 時～22 時（15 時間調査）1 回 ・休日：7 時～22 時（15 時間調査）1 回 (エ) 調査方法 <p>交差点を通過する車両の台数を方向別、時間別及び車種別にカウンター計測する。なお、車種分類は大型車、小型車の 2 車種分類とし、ナンバープレートにより区分する。合わせて二輪車も調査する。</p>

予 測	評 価
<p>(3) 予測・評価項目</p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p>	
<p>(4) 予測手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-5 (p.227 参照) に示す自動車交通量調査地点 (T1~9) とする。</p> <p>イ 予測時期 工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。</p> <p>ウ 予測方法 交通安全に及ぼす影響については、工事用車両走行ルートにおける交通安全施設の設置状況等を踏まえ、定性的に予測する。 交通混雑に及ぼす影響については、現地調査結果及び既存資料調査結果から予測時期の工事中基礎交通量を算出・設定し、その交通量に工事用車両の走行台数を付加することで工事中交通量を算定する。これら交通量を基に、交差点需要率及び道路の車線別混雑度を予測する。</p> <p>〈供用時〉</p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響</p> <p>ア 予測地域・予測地点 図 7-5 (p.227 参照) に示す自動車交通量調査地点 (T1~10) とする。</p> <p>イ 予測時期 工事完了後の定常状態となった時期 (平日・休日) とする。</p> <p>ウ 予測方法 交通安全に及ぼす影響については、施設関連車両の主要な走行ルートにおける交通安全施設の設置状況を踏まえ、定性的に予測する。 交通混雑に及ぼす影響については、現地調査結果及び既存資料調査結果から予測時期の将来基礎交通量を算出・設定し、その交通量に施設関連車両を付加することで将来交通量を算定する。これら交通量を基に、交差点需要率及び道路の車線別混雑度を予測する。</p>	<p>(5) 評価手法</p> <p>〈工事中〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 工事用車両の走行に伴う交通安全及び交通混雑に対する影響の回避・低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>① 工事用車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p> <p>〈供用時〉</p> <p>1) 環境への影響の回避・低減の観点 施設関連車両の走行に伴う交通安全及び交通混雑に対する影響の回避・低減策について、その内容を明らかにする。</p> <p>2) 評価方法</p> <p>② 施設関連車両の走行により変化する交通安全及び交通混雑に及ぼす影響 「地域環境管理計画」に定められている地域別環境保全水準等を評価の指標とし、上述の「環境への影響の回避・低減の観点」及び計画地周辺の地域特性等を勘案して評価する。</p>

項目	調査
地域交通 (交通安全、交通混雑)	<p>③ 道路の状況（主要交差点における交通処理状況）</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の主要交差点における交通処理状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 渋滞長、滞留長、車頭間隔及び信号現示</p> <p>(イ) 調査地点 図 7-5 (p.227 参照) に示す 10 交差点とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 信号現示は、「②道路の状況（自動車交通量の状況）」の調査に合わせて実施する。 渋滞長、滞留長及び車頭間隔は、適切に把握できる時期とする。</p> <p>(エ) 調査方法 渋滞長、滞留長は各流入部、車線別に目視観測し、その長さを 10m 単位で記録する。 車頭間隔は、ストップウォッチ及びカウンター計測による。 信号現示は、ストップウォッチ計測による。</p> <p>④ 道路の状況（道路及び交通規制の状況）</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の道路及び交通規制の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 道路構造、車線数、道路横断面構成等の道路状況及び交通規制等</p> <p>(イ) 調査地点 図 7-5 (p.227 参照) に示す計画地周辺の主要な 10 交差点付近とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 「②道路の状況（自動車交通量の状況）」の調査に合わせて実施する。</p> <p>(エ) 調査方法 現地踏査により把握する。</p> <p>⑤ 交通安全の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の交通安全施設の設置状況及び交通事故の発生状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法</p> <p>【現地調査】</p> <p>(ア) 調査項目 交通安全施設の設置状況、交通事故の発生状況</p> <p>(イ) 調査地域 計画地周辺の主要道路とする。</p> <p>(ウ) 調査期間・調査時期 交通安全の状況を適切に把握できる時期とする。</p> <p>(エ) 調査方法 交通安全施設の設置状況は、現地踏査により把握する。 交通事故の発生状況は、所轄警察署へのヒアリングにより把握する。</p>

予 測	評 価

項目	調査
地域交通 (交通安全、交通混雑)	<p>⑥ 土地利用の状況</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の土地利用の状況を把握することを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「土地利用現況図」等の既存資料を収集・整理し、計画地周辺の土地利用の状況を把握する。</p> <p>⑦ 道路等に係る計画等</p> <p>ア 調査目的 計画地周辺の道路等に係る計画等を把握し、工事中の工事用車両の走行及び供用時の施設関連車両の走行が地域交通に及ぼす影響について、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 「都市計画図」等の既存資料の収集・整理及び川崎市まちづくり局へのヒアリング等により、計画地周辺の開発計画を把握する。</p> <p>⑧ 関係法令等による基準等</p> <p>ア 調査目的 環境保全目標を設定するための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>イ 調査方法 【既存資料調査】 以下の関係法令等の内容を整理する。 ・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定、川崎市)に定められている地域別環境保全水準 等</p>



凡例

- | | | | |
|---|------|---|----------------------------|
|  | 計画地 |  | 自動車交通量調査地点 |
|  | 都県界 |  | 自動車動線 (工事用車両ルート・施設関連車両ルート) |
|  | 区界 | | |
|  | 幹線道路 | | |

図 7-5 自動車交通量調査地点位置図

